平成２７年１２月２８日

お客さま各位

岡崎信用金庫

岡崎信用金庫　預金・積金規定集の変更のお知らせ

平成２８年１月１日より、「岡崎信用金庫　預金・積金規定集」を下記のとおり変更させていただきます。

本変更は、平成２８年１月１日以降に開設された普通預金口座に対し、「休眠口座管理手数料」を新設・導入させていただくものです。

※詳しくは、当金庫の営業店窓口へお問合せください。

岡崎信用金庫　預金・積金規定集の変更内容

下線部分が変更部分です。

（１）普通預金規定（普通預金無利息型を含む）

改定後	改定前
12.（手数料の取扱について） （１）休眠口座管理手数料 ①平成２８年１月１日以降に開設した預金口座は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、休眠口座となります。 ②休眠口座には、当金庫所定の休眠口座管理手数料が掛かります。 ③この預金口座が休眠口座になった場合には、当金庫は、この預金口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、休眠口座管理手数料を引き落とします。 ④前３号で引き落とした休眠口座管理手数料は、返却しません。 （２）この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合、当該手数料は当金庫所定の方法により引落しいたします。	12.（追加） （追加） （追加）
13.（解約等） （５）この預金が、残高不足等により、休眠口座管理手数料その他この預金口座の取引に関する手数料の引落としが不能となった場合には、当金庫は、預金者に通知することなくこの預金口座を解約することができるものとします。 （６）前４項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。	12.（解約等） （追加） （５）前３項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14.　（通知等）	13.　（通知等）
15.（保険事故発生時における預金者からの相殺）	14.（保険事故発生時における預金者からの相殺）
16.　（規定の変更等） （１）この規定の各条項で規定する、金額、期間、手数料その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 （２）前項の変更は、公表の際に定める１ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。	（追加） （追加） （追加）